



消費生活

サポーター通信

令和3年度第7号

今月のテーマ

アナログ回線に戻しませんか？に注意！

事例

アナログ回線に戻すと安くなる！



- 数年前、強引な勧誘で光回線にしたが、最近「インターネットを使っていないなら、**光回線からアナログ回線に戻すと電話料金が安くなるかどうか**」と電話で勧誘された。
- ネットは使わず、高い光回線料金に困っていたので、安くなるなら**アナログ回線に戻す手続きを依頼**した。
- 後日、知らない会社名で**4万円の工事代金の請求書**が届いた。また、頼んでいないのによくわからない「保障サービス」などの**オプション料金が毎月請求**されることになっていた。

アドバイス



光回線をアナログ回線に戻す場合は、**現在契約している通信会社に直接申し込み**ましょう。



業者の名称をしっかりと確認しましょう。大手通信会社の名前を出していても、**実際は関係のない業者が勧誘**していることがあります。



訪問販売や電話勧誘の契約は**クーリング・オフ**ができます。困ったなと思ったらすぐに**消費生活センターに相談**を。

◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし

いやや
188



(お近くの消費生活センターにつながります)

青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
(消費者教育推進大使)
テルミちゃん
君 (Tel. Me)

公式LINEに登録してね

友達登録方法

右のQRコードを読み込む



または

LINEの「友だち追加」から
「@638mbqrp」をID検索する

令和3年10月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9時～17時30分 土・日・祝日10時～16時 ※年末年始休)